

様式1（第3条関係）

## 共 動 業 務 参 加 申 請 書

年 月 日

鹿 角 市 長 宛

団体の名称 \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

代表又は個人名 \_\_\_\_\_ 印

裏面の「共動業務の推進に関するパートナーシップ規定」に合意しましたので、  
下記の共動業務の受託について、申請します。

共 動 業 務 名	
-----------	--

## 共働業務の推進に関するパートナーシップ規定

鹿角市共働パートナーと鹿角市（以下「市」という。）は、共働業務の推進にあたり、対等な立場と自主性をお互いが確認し、市民と市の共働による行政運営の効果を最大限発揮するため、次のとおりパートナーシップ規定を定めます。

### 1．共働に関する3つの原則

共働の理念に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) 対等な立場に立って議論や意見交換を行うこと。
- (2) 自主・自立性を尊重すること。
- (3) 相互に連絡を密にし、協力し合うこと。

### 2．役割と責務に関する約束

#### (1)ふれあいパートナーの役割と責務

担当する業務の改善提案はもとより、市政に対し積極的に企画提案をします。

市と共に市民共働の役割を市民に周知します。

個人のプライバシーを守ります。

#### (2)市の役割と責務

ふれあいパートナーと対等の立場並びに会の自主・自立性を確認すると共に様々な企画提案を尊重し、その反映に努めます。

ふれあいパートナーに対し、必要な情報を提供し、情報の共有化を図ります。

ふれあいパートナーと共に、市民共働による行政運営の効果を最大限に発揮できるよう努力します。

### 3．パートナーシップ規定に基づく連絡調整について

ふれあいパートナーと市は、パートナーシップ規定に基づく趣旨を円滑に行うため、調整を必要とする事項については、適宜、連絡調整会議を開催して協議します。

### 4．パートナーシップ協定の有効期限

パートナーシップ規定は、業務終了期限をその有効期限とします。

### 5．業務終了後の役割について

ふれあいパートナーと市とは、業務終了後も、市の共働による市政運営に対して共の責任を持ち、その着実な推進に努力します。